

「農地関係工事の現場環境改善費試行要領」（令和４年３月３日付け３農総第 384 号農林総務課長通知）新旧対照表

改 正	現 行																
第 1 条～第 5 条 （略）	第 1 条～第 5 条 （略）																
第 6 条 積算方法 （１）積算方法は以下のとおりとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ K ：現場環境改善費（単位：円、1000 円未満切り捨て） i ：現場環境改善費率（単位：％） P_i ：対象額（単位：円：直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額） α ：積み上げ計上分（単位：円、1000 円未満切り捨て） <table><tr><th>対象額： P_i</th><th colspan="2">現場環境改善費率： i（％）</th></tr><tr><td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額</td><td>5 億円以下の場合</td><td>$504.2 \times P_i^{-0.3533}$</td></tr><tr><td>5 億円を超える場合</td><td>0.43</td></tr></table> （２）現場環境改善費率で計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上項目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（ただし、いずれか 1 項目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。 （３）費用が巨額となるため現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものは、実施内容を特別仕様書に明示するとともに、その費用を適切に積み上げ計上するものとする。 （４）現場の施設や設備に対する熱中症対策・防寒対策に関する費用については、率での計上ではなく、対策の妥当性を確認の上、積上げ計上を行うものとする。なお、積上げ計上する場合は、現場管理費に計上される作業員個人の費用と重複がないことを確認し、率で計上される額の 50％を上限とする。 （５）熱中症対策・防寒対策に関する施設及び設備について、リース品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分のリース費用を計上し、購入品の場合は、当該工事における施設・設備の設置期間分の減価償却費を計上する。設置期間分の減価償却費については、国税庁が定める「主な減価償却資産の耐用年数表」を参考に算出することとし、設備の種類及び規模並びに設置期間については、発注者と請負者で協議の上、決定するものとする。 （６）率計上分の実施内容に関しては、内容変更に係る変更設計は行わないが、積上げ計上分の内容に変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。	対象額： P_i	現場環境改善費率： i （％）		直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額	5 億円以下の場合	$504.2 \times P_i^{-0.3533}$	5 億円を超える場合	0.43	第 6 条 積算方法 積算方法は以下のとおりとする。 $K = i \cdot P_i + \alpha$ K ：現場環境改善費（単位：円、1000 円未満切り捨て） i ：現場環境改善費率（単位：％） P_i ：対象額（単位：円：直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額） α ：積み上げ計上分（単位：円、1000 円未満切り捨て） <table><tr><th>対象額： P_i</th><th colspan="2">現場環境改善費率： i（％）</th></tr><tr><td rowspan="2">直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額</td><td>5 億円以下の場合</td><td>$\underline{203.6 \times P_i^{-0.3077}}$</td></tr><tr><td>5 億円を超える場合</td><td>0.43</td></tr></table> 現場環境改善費率で計上されるものは、別表の実施する内容のうち、原則として、各計上項目（現場環境改善のうち仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに 1 内容ずつ（ただし、いずれか 1 項目のみ 2 内容）の合計 5 つの内容を基本とした費用である。 <u>なお、積み上げ計上分は、費用が巨額となるなど現場環境改善費率で計上することが適当でないと判断されるものの費用で、実施内容を特別仕様書に明示するとともに、その費用を適切に積み上げるものとする。</u>	対象額： P_i	現場環境改善費率： i （％）		直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額	5 億円以下の場合	$\underline{203.6 \times P_i^{-0.3077}}$	5 億円を超える場合	0.43
対象額： P_i	現場環境改善費率： i （％）																
直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額	5 億円以下の場合	$504.2 \times P_i^{-0.3533}$															
	5 億円を超える場合	0.43															
対象額： P_i	現場環境改善費率： i （％）																
直接工事費（処分費等を除く）＋支給品費＋官貸額	5 億円以下の場合	$\underline{203.6 \times P_i^{-0.3077}}$															
	5 億円を超える場合	0.43															
第 7 条 （略）	第 7 条 （略）																
附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。	附則 この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。 この要領は、令和 6 年 1 0 月 1 日から施行する。																

改正		現行	
【別表】		【別表】	
計上項目	実施する内容（率計上分）	計上項目	実施する内容（率計上分）
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
安全関係	（略） （略） （削除）	安全関係	（略） （略） <u>避暑（熱中症予防）・防寒対策</u>
（略）	（略）	（略）	（略）